

平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 MS & AD インシュアランスグループホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 柄 澤 康 喜
(コード番号 : 8725 東証・名証各第一部)
問合せ先 広報・IR 部課長 内 藤 雅 人
(TEL 03-3259-1347)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の当社取締役会において、株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案（以下「本議案」といいます。）を、平成 27 年 6 月 22 日開催予定の第 7 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプションの導入の目的

当社の取締役（社外取締役を除きます。）が株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、持続的な当社グループの業績向上並びに株式価値及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを導入するものです。

2. 株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容

当社の取締役の報酬は、平成 21 年 6 月 25 日開催の第 1 期定時株主総会において、「年額 5 億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額 6,000 万円以内。）」とすることをご承認をいただいておりますが、この報酬の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストック・オプションとして、以下の内容の新株予約権を、年額 6,000 万円以内の範囲で割り当てるものであります。

当社の取締役の報酬につきましては、会社業績及び個人業績に連動して金銭を支払っておりますが、この金銭報酬の一部に代えて、株式報酬型ストック・オプションを取得させるものであります。具体的な株式報酬型ストック・オプションの付与は平成 28 年度以降を予定しております。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、1 個当たり 1 株といたします。

なお、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様といたします。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整いたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において合理的な範囲内で必要と認められる付与株式数の調整を行うことといたします。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の数は

40,000個を上限といたします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算出された新株予約権の公正価値を基準として当社の取締役会において定める額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内で当社の取締役会が定める期間といたします。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社及び当社子会社である国内主要保険会社（※1）の取締役、執行役員及び常勤監査役のいずれの地位をも喪失した日（再任の予定がない場合に限り）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。その他の新株予約権者の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものといたします。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関する上記の詳細及びその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

(ご参考)

本議案が第7期定時株主総会において承認可決されることを条件として、当社の執行役員並びに当社の主要な子会社（※2）の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員及び理事に対しても上記と同様の新株予約権を当社の取締役会の決議により発行する予定であります。

（※1）三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社及び三井ダイレクト損害保険株式会社

（※2）三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社

以上